

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

			資料番号	9 - 2	担当課	土木管理課
法令名	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	根拠条項	9 - 2	許認可等の内容	住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認	
<p>(住宅建設瑕疵担保保証金の取戻し)</p> <p>第9条 供託建設業者又は建設業者であった者若しくはその承継人で第三条第一項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしているものは、基準日において当該住宅建設瑕疵担保保証金の額が当該基準日に係る基準額を超えることとなったときは、その超過額を取り戻すことができる。</p> <p>2 前項の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しは、国土交通省令で定めるところにより、当該供託建設業者又は建設業者であった者がその建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、することができない。</p>						